

○新型コロナウイルス関連

宮崎県立延岡工業高等学校

今後の新型コロナウイルス感染症等の出席の取扱いについて

学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準は次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること。
※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること。

なお、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

R05_5.8 教頭